

令和 8 年度 第 2 回津有区地域協議会 次第

日時：令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 6 時 30 分～

会場：津有地区公民館 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

地域自治の推進に向けた今後の方策案について

(2) 自主的な審議

地域での新しいコミュニケーションの在り方について

4 その他

(1) 次回開催日程について

- ・ 日時：
- ・ 会場：

(2) その他

5 閉会

〔資料・配布物〕

- ・ 次第
- ・ 資料 1 地域自治の推進に向けた今後の方策案について
- ・ 資料 2 令和 8 年度第 1 回津有区地域協議会意見まとめ
具体的な解決策④地域共通のお知らせ目印の作成
- ・ 資料 3 利用団体への確認事項
具体的な解決策②SNS のコミュニケーションツールの利用について

～ 地域協議会における会議の心得 5 か条 ～

- その 1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
- その 2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
- その 3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
- その 4 話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
- その 5 個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

令和8年度第2回津有区地域協議会
令和8年5月20日
3議題（1）報告事項
資料No.1
地域政策課

地域自治の推進に向けた 今後の方策案について

令和8年5月
地域政策課

1	これまでの取組	1
2	今後の取組の方向性	7
3	地域活動への支援	12
4	地域運営組織への支援	17
5	地域協議会	22
6	地域自治区の区域	25
7	今後のスケジュール	27

- これまでの取組 -

平成17年 ● 13区に地域自治区（合併特例法）、地域協議会、総合事務所を設置

平成18年 ● ○上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会

上越市における都市内分権及び住民自治の在り方を探ることを目的として、平成18年4月、地方自治に高い知見を有する5名の学識経験者からなる上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会を設置し、地域自治区を基軸とした議論を通して、地域自治区及び地域協議会の在り方や住民組織とのかかわり等について研究を実施。

平成20年 ● 上越市自治基本条例制定、13区の地域自治区を地方自治法に基づく一般制度へ移行

平成21年 ● 15区に地域自治区（一般制度）、市内3か所にまちづくりセンターを設置

平成25年 ● ○上越市地域協議会の一層の活性化に向けた検証会議（～H26）

上越市では、平成25年度から2年間にわたり、上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の一層の活性化に向け、制度の検証作業を実施。

令和 4年 ● ○地域自治推進プロジェクトに着手

地域の活力が高まるよう、地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化に向けて検討に着手。

《現状に対する課題認識》

「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような、自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない

要因

- 活動を企画・実行する人材の確保が困難
- 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的



《課題解決の方向性》

地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な資源をいかしながら地域の活力を高めていく取組を実現



《検討の観点》

- どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
- どうやって「地域の人材」を取り込むか
- どうやって「地域のニーズ」を把握していくか

《目的》 地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を図る

《検討事項と論点例》

- 地域自治区の区域
論点 区域設定の考え方の再整理
- 地域協議会
論点 役割の再整理
- 地域の団体
論点 公益的活動の充実
- 財源支援の仕組み
論点 事業の検討・提案方法、評価方法
- 総合事務所及びまちづくりセンター
論点 地域との関わり方

《これまでの取組》

- 地域活動支援事業 → 地域独自の予算事業（令和5年度～）
- 総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
- 住民組織など地域の活動団体へのヒアリング調査
- 地域協議会委員へのアンケート調査
- 外部有識者からの意見聴取 など

《最終目標》

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

地域協議会との意見交換会（R7年5～7月）

※ 地域協議会委員との意見交換結果資料（令和7年8月）から一部加工

現行制度

方策案R7.3

主な論点

地域自治区の区域

- 28区
- 28区を維持
- 地域の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを検討

- 制度導入から20年が経過し、13区と15区ではそれぞれ状況の違いが明らかである。[自治区制度](#)の枠組みを堅持しつつも、制度運用に当たっては、区ごとに柔軟な対応が取れるような制度設計が可能かどうか。

地域協議会

(1) 役割（取組）

- 諮問、答申
- 自主的な審議
- 諮問、答申
- 自主的な審議
- 地域ビジョンの策定

(2) 委員選定

- 公募公選
- 団体推薦+公募（選任投票なし）

(3) 人数

- 定数（12～20人）
- 団体推薦委員…地域の実情に応じて決める
- 公募委員…団体推薦委員と同数以下
- 地域ごとに下限を設定、上限なし

(4) 任期・期数

- 4年
- 期数制限なし
- 4年
- 連続2期まで

(5) 報酬

- 無報酬
- 一定額を支給

(6) 費用弁償

- 1,200円/1出席
- 交通費実費

- [ビジョン](#)については、簡便な内容を求める声もあれば、実効性のあるしっかりした内容とすべきとの声もある。実効性や実現性を両立するため、どの程度の計画内容やプロセスを想定するか。
- [公募公選](#)の存続を希望する声も聞かれた。「団体推薦+公募」に公募公選の要素を追加するなどの方法も考えられるのではないかな。
- [団体推薦](#)は、区ごとに状況が異なるため、上手く運用できるのか。（団体数が多い市街地の区では選ぶのは困難であり、少ない区では幅広い業種からの推薦は困難）
- [定数枠](#)について、青天井ではなく「人口規模に応じた定数上限」又は「各区の現定数を上限とする」などの制限が必要ではないかな。
- [任期](#)は制限するべきではないという声や、一斉改選により議論の継続性が失われないようにとの意見もあるが、どのように対応するか。
- [報酬](#)がかえって活動の足かせとなる可能性もある中、費用弁償の在り方も含めてどのように設定するか。

地域の団体（地域運営組織）

- 資金支援（住民組織活動基盤整備事業、公の施設の使用料減免、主催、共催、後援等）
- 人的支援
- 資金支援
- アドバイス等支援

- 15区の多くには、方策案にあるような[住民組織](#)は存在していない。どのような組織を、どのように立ち上げていくのか。

地域協議会との意見交換会（R7年5～7月）

※ 地域協議会委員との意見交換結果資料（令和7年8月）から一部加工

1 これまで
の取組

2 今後の取組
の方向性

3 地域活動
への支援

4 地域運営組織
への支援

5 地域協議会

6 地域自治区
の区域

7 スケジュール

現行制度

方策案R7.3

主な論点

財源支援の仕組み

- 地域独自の予算事業
- 方策案①（地域ビジョンに基づき実施）
- 方策案②（その他市民活動の支援）

- 市の財政的な制約や他の補助金との整合性などに気を配りながら、**補助対象、上限額、補助率等**をどのように設定するか。
- 地域独自の予算事業では、予算編成のプロセスを考慮して前年度の申請をお願いしているが、実施までに時間が空き過ぎるとの声もある、スピード感を改善できるかどうか。

地域自治区の 事務所

- コミュニティプラザの設置運営
- 公民館の設置運営
- 総合事務所及びまちづくりセンターによる伴走支援
- 集落づくり推進員の配置（12地区）
- 集落づくり推進員の配置拡充
- 地域とのかかわりの強化
- 公民館主事との連携強化

- 集落づくり推進員**や**公民館主事**には、既存の業務がある中で、地域自治の支援に参画あるいは連携していただくために、どのような調整が必要か。
- 全庁的な人員配置の在り方を踏まえつつ、まちづくりセンターの権限と体制をどのように考えるか。

- 今後の取組の方向性 -

今後の方向性（総論）

✓ 地域を将来にわたり維持していくため、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進する。

- 人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な取組に加え、地域主体のコミュニティによる取組（地域自治）の重要性が高まっている。
- 特に、地域自治の強みである顔の見える信頼関係や小回りの利く対応力、地域への愛着・誇りなどを糧とし、分野横断的・総合的な地域づくりに取り組むことができるよう、市として必要な連携・支援を行っていく。

社会情勢の変化

取組の方向性

人口減少、少子高齢化の進行等



担い手不足の深刻化

地域コミュニティの希薄化

行財政運営の深刻化

市民ニーズや地域課題の複雑化・多様化

① 地域活動の活性化

- 地域振興につながるイベントの実施
- 地域福祉活動の推進（送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- 町内会など集落活動の支援（回覧配布、ごみ収集、除雪など）
- 地区内の集いの場づくり（学び、食、暮らしなど）
- 地区の情報発信、移住定住の促進、関係人口の創出

具体的な取組

地域活動への 新たな支援

② 実行体制の構築

- 地域内の公益的な業務、役職、組織の棚卸
- 地域の取組を企画・調整するコーディネーターや事務員の配置
- 地域の経営指針の策定・運用
- 分野横断的、総合的な対応

地域運営組織 立ち上げ支援と 自立に向けた助力

③ 協議体制の構築

これまでの地域協議会を始めとする地域自治区制度の運用実績を土台とし、実行体制との連携を進める。

地域協議会 の関わり方 の見直し

将来に希望
の持てる
持続可能な
地域づくり
を推進

方策案の修正内容

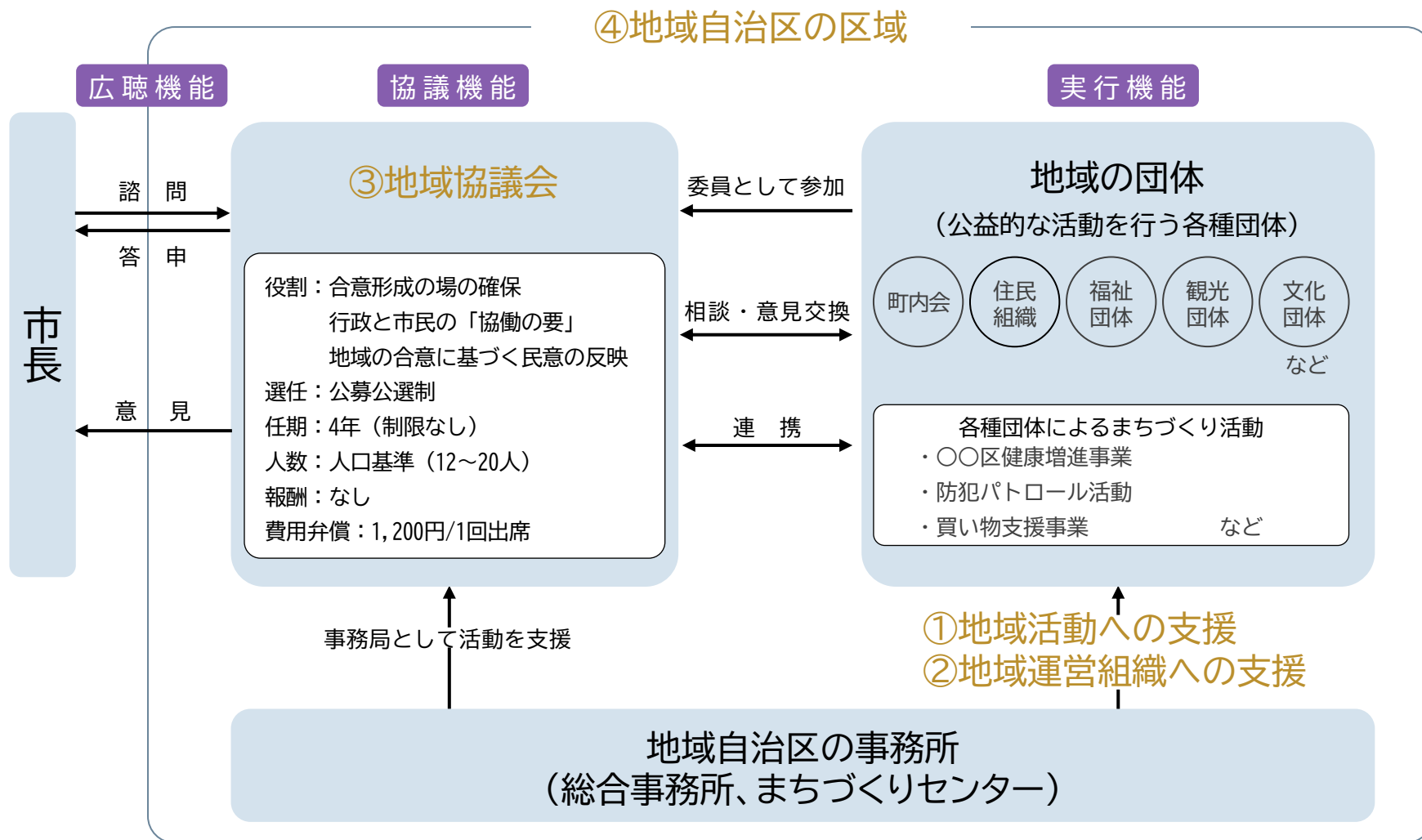
検討項目	現行制度	方策案 R7.3	方策案 R8.5
① 財源支援の仕組み 地域活動への支援	地域独自の予算事業	- 方策案①（地域ビジョンに基づき実施） - 方策案②（その他市民活動の支援）	- 方策案①（地域ビジョンに基づき、<u>実施する事業を地域で決める制度</u>） - 方策案②（<u>まちづくりへの新たなチャレンジを支援する制度の新設</u>） <u>地域づくりの学び合いの場の創出</u>
② 地域の団体 地域運営組織への支援	資金支援等（車両購入補助、事業の共催・後援、公の施設の使用料減免）	（現行制度に加え） - アドバイス等支援 - 人的支援 - 資金支援	（現行制度に加え） <u>地域運営組織の立ち上げ・移行支援</u> - 人的支援 - 資金支援（<u>車両購入補助の拡充</u>）
③ 地域協議会			
(1) 役割（取組）	- 諮問、答申 - 自主的な審議	- 諮問、答申 - 自主的な審議 - 地域ビジョンの策定	- 諮問、答申 - 自主的な審議 - 地域ビジョンの策定・<u>運用（地域活性化の方向性等の活用）</u>
(2) 委員定数	公募公選	団体推薦＋公募（選任投票なし）	<u>公募公選</u>
(3) 人数	定数（12～20人）	- 団体推薦委員…地域の実情に応じ決定 - 公募委員…団体推薦委員と同数以下 - 地域ごとに下限を設定、上限なし	<u>定数（12～20人）</u>
(4) 任期・期数	4年 - 期数制限なし	4年 - 連続2期まで	4年 <u>期数制限なし</u>
(5) 報酬・費用弁償	- 無報酬 1,200円/出席	- 一定額 - 交通費実費	<u>無報酬</u> <u>1,200円/出席</u>

方策案の修正内容

検討項目	現行制度	方策案 R7.3	方策案 R8.5
④ 地域自治区の区域	28区	28区を維持 - 地域の実情を踏まえ、必要に応じて 見直しを検討	28区を維持 - 地域の実情変化や住民のニーズ等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討
⑤ 地域自治区の事務所 (総合事務所及びまちづくりセンター)	- コミュニティプラザの設置運営 - 公民館の設置運営 - 総合事務所及びまちづくりセンターによる伴走支援 - 集落づくり推進員の配置(12地区)	- 集落づくり推進員の配置拡充 - 地域とのかかわりの強化 - 公民館主事との連携強化	(その他項目の進捗状況に応じ適宜対応)

目的 地域を将来に渡し、維持していくための持続可能な地域づくり

検討項目 ①地域活動への支援 ②地域運営組織への支援 ③地域協議会 ④地域自治区の区域



- 地 域 活 動 へ の 支 援 -

協働・共創まちづくり補助金 + まちづくりスタートアップ補助金

ポイント

- ✓ 予算を「枠」配分する・・・自己負担が生じる問題への対処、提案期限に配慮、高額経費の計上への対応
- ✓ 旧制度の良い点を継承・・・
 - 地域活動支援事業 地域協議会の「協働の要」としての役割
→ 地域協議会が審査することにより、地域の合意による実施を担保（制度①にて対応）
 - 地域独自の予算事業 提案のしやすさ
→ 地域協議会を通さないことにより、萌芽的な活動を推奨（制度②にて対応）

【制度概要】

① 協働・共創まちづくり補助金

- ・ 地域が主体的に考え、地域の様々な主体による連携・協働により、持続可能な地域づくりに貢献する活動に対し、補助金を交付
- ・ 一定の予算額を28地域自治区へ配分

② まちづくりスタートアップ補助金

- ・ 地域課題を主体的に捉え、新たにまちづくりへ一歩踏み出すような活動を支援
- ・ 新たなまちづくりの担い手や団体の発掘にも期待

① 協働・共創まちづくり補助金

【概要】

一定額の補助金を28区を枠配分（均等割、人口割）

地域協議会で策定する「地域ビジョン」に基づく公益的な地域活動へ補助

【対象団体】

地域の団体（5人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体。）

【補助率・額】

10/10以内。ただし、交際費・飲食費などの対象外経費を設定

総額は、現在見直しを行っている市の財政計画や、これまでの地域活動支援事業、地域独自の予算事業の状況等を踏まえて設定

【予算計上方法・提案時期】

地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の前年12月末に締切

【審査】

地域協議会にて実施（簡素な方法を想定）

② まちづくりスタートアップ補助金

【概要】

新規事業の実施に係る初期費用への支援

区域を越えた、区域にこだわらない活動も対象

【対象団体】

地域の団体（2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体。）

【補助率・額】

上限を設けて定額補助。①と同様に対象外経費を設定

総額は調整中

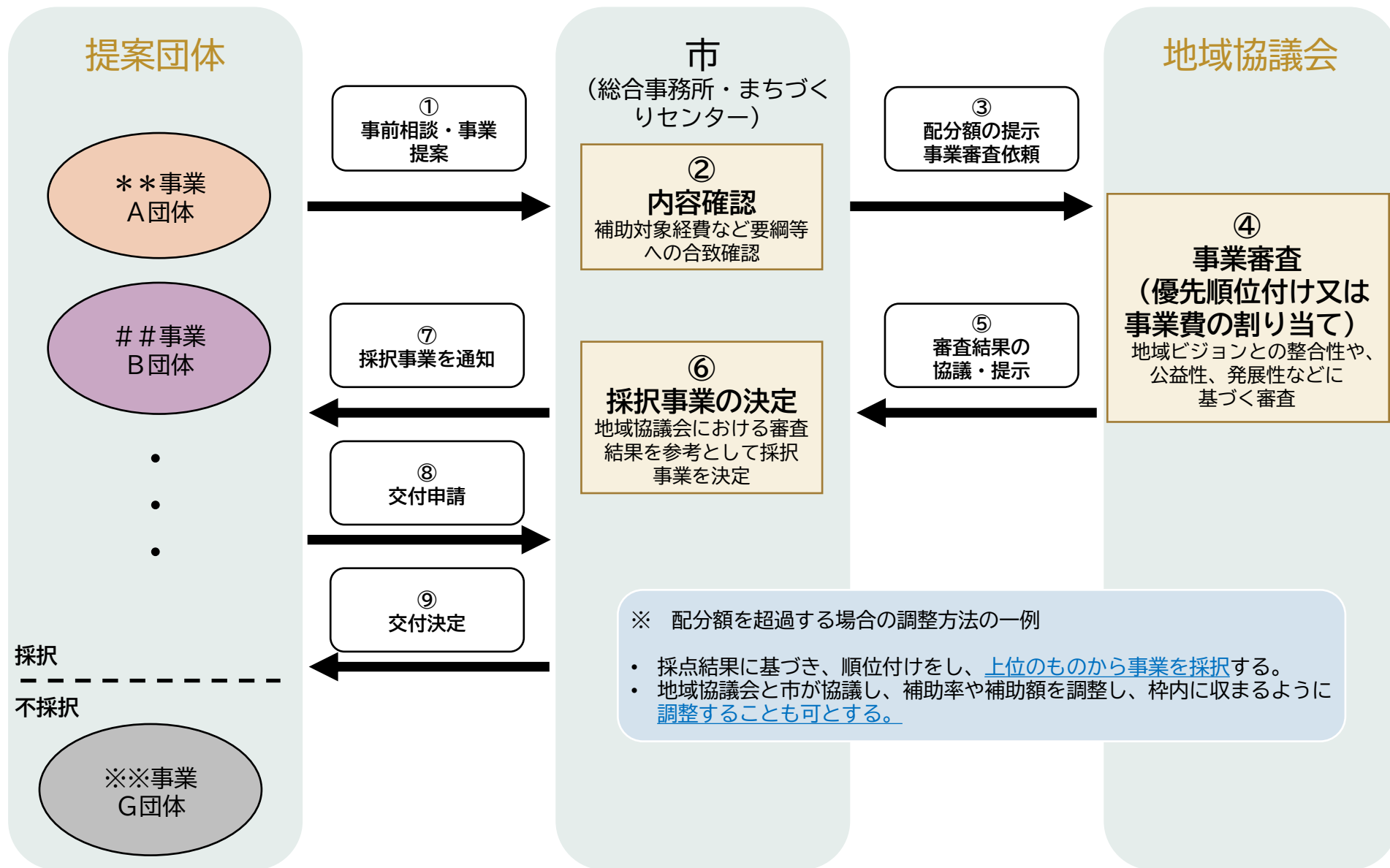
【予算計上方法・提案時期】

地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の前年12月末に締切

【審査】

市で実施

①協働・共創まちづくり補助金 取組実施までの流れ



地域ビジョンの必要性と活用方法

- 人口減少の進行や社会経済環境が大きく変化する中、地域で様々な主体（市民・事業者・各種団体・行政等）が連携し、各区固有の地域課題に対応していくため、地域全体で進むべき方向性を見失わないための指針が必要。
- 地域における課題解決に向けた取組の整理・実施のよりどころとするほか、地域を次代に継承するため、地域の取組を誰が担うのかを考える上で地域ビジョンを活用していく。

地域ビジョンの策定プロセスと骨子

- 当初は既に策定済みの「地域活性化の方向性」やまちづくりに係る指針等を転用することも可能。
- 今後、自主的審議や地域の団体等との意見交換等の成果の反映、地域住民と協働で策定するなど、必要に応じて更新作業を行う。
- 策定作業については、総合事務所やまちづくりセンター等が伴走支援する。

地域ビジョンのイメージ（一例）

区名	地域の現状と課題	まちづくりの方向性	各種取り組み
〇〇区	(1)、 (2)、 (3)、 ① これまでの議論、意見交換等を踏まえ、地域の課題を列記	○ を目指します。 (1)、 (2)、 (3)、 ② 地域活性化の方向性をベースとして取組方針を設定	(1) 事業 (1) 事業 (1) 事業 (2) 事業 (2) 事業 (2) 事業 (2) 事業 (2) 事業 (3) 事業
			③ 地域で現在取り組んでいる活動を見える化 ④ 取組が弱い・不足している等の分野の気づきを得る ⑤ ビジョンへの追加・修正や取組の更新の検討に活用
			手薄な分野



目的・概要

- ・ 各地域で実施されている地域づくり（まちづくり）の取組を横断的に共有し、取組の成功や失敗など、お互いのノウハウを学ぶ場やネットワークづくりの場を創出する。（1年に1回開催。）
- ・ 上記趣旨を踏まえ対面形式（オフライン）を基本とする。

交流イベント概要

地域づくり活動の発表

- ・ 地域協議会、地域の団体（住民組織）、市の財源支援を活用した団体による取組事例等を発表。
- ・ 3～4団体による事例を発表。
- ・ 取組事例等の発表内容は、取組の目的、課題、今後の課題・展望、成功事例や失敗事例などを発表。

※様々な分野で活躍する団体や若者団体等との交流も検討。

活動団体の交流（ネットワークづくり）

- ・ 地域の特産品やお茶菓子等を用意し、交流しやすい空間を創出。
- ・ 必要に応じて各種団体のPRブースなどを設置。
- ・ 市職員も積極的に団体間同士のネットワーキングに関わる。

コンセプトイメージ

【アウトカム】暮らしやすさの向上と地域の活性化

- ・ つながりや支え合い体制の構築
- ・ 地域コミュニティの維持
- ・ 地域の魅力向上
- ・ 地域の継承 など

【アウトプット】

団体同士が連携した取組の実施、好事例の横展開、新しい取組の実施、まちづくりの担い手の発掘・育成 など

【アクション】



主体的に地域づくりに取り組む地域内外の団体同士の交流や学び合いの場を創出し、暮らしやすさの向上と地域活性化につなげる。

- 地 域 運 営 組 織 へ の 支 援 -

- 地域自治の推進に向けた協議機能の強化は、地域課題を可視化し、合意形成を図るうえで重要ではあるものの、協議機能だけを強化しても、**実行する主体が地域に存在しなければ、議論は具体的な成果につながりにくいもの**と考える。
- 特に、担い手不足が深刻化する現状においては、「誰が」、「どのように」実行するのかという体制が整っていないことが、地域課題解決を停滞させる大きな要因となっていることから、地域において課題解決を実践する**「実行機能」の強化**が求められる。

実行機能

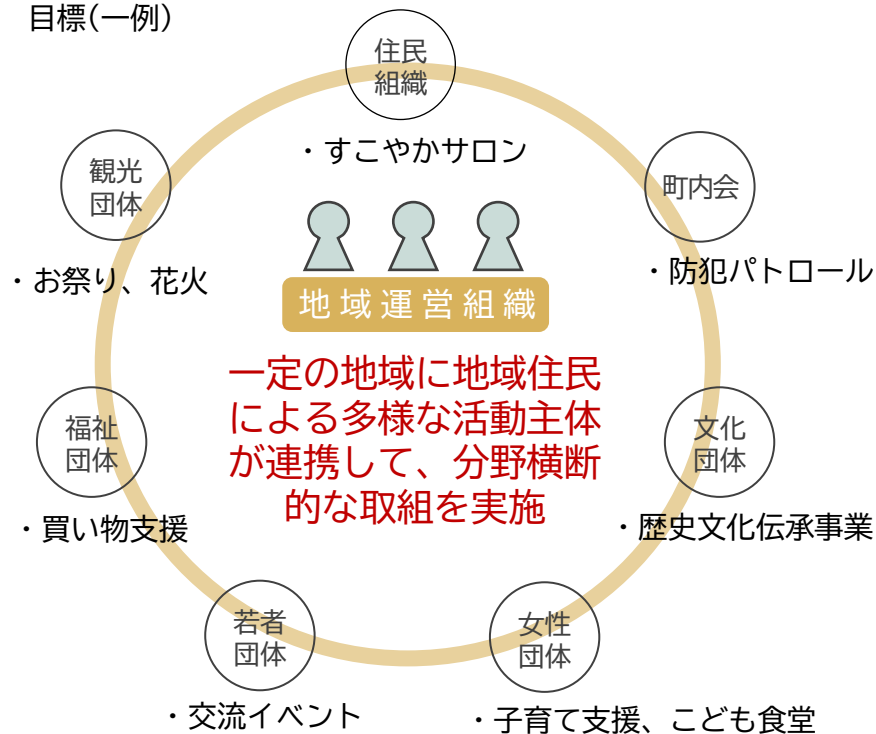
現状（一例）



- 人口減少や高齢化等の社会構造の変化により、地域づくりに関わる**担い手不足**や**特定人材への負担の集中**、**役の重複**、**資金不足**など様々な課題が散見される。
- それぞれの課題に対して住民組織や町内会などが**バラバラ**に取り組んでも限界がある。

実行機能

目標（一例）



- 分野横断的な地域活動のインフラ（基盤）**となる組織を立ち上げることで、地域で活動する既存の団体や住民のほか、移住者や関係人口などと力を合わせ、地域活動の持続可能性を高め、情報の共有、人材の交流を生み出す。

地域運営組織の定義（総務省）

- ✓ 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

地域運営組織に求める要件

- 持続可能な地域づくりを目的とする組織
 - 地域課題に対する分野横断的な取組の実施
 - 町内会活動の補完や収益事業の実施
 - 民主的な運営体制の確保
 - 地域づくりにおける代表的な組織としての地域からの信任
- など

具体的な取組の一例



送迎サービス

地域住民の移動を支える送迎サービスを始めた。



特産品の生産・地域住民の活躍の場づくり

地域の特産品であるシトウの選果場を開設した。地域住民の活躍の場・健康づくりにもつながっている。



子育て支援

地域の交流施設で、保育サービスや子ども食堂、学習支援等を行っている。



高齢者交流サービス

地域の高齢者が集まれるサロンや食事会を定期的に行っている。

出所：総務省HP



(一社) ドリームレッド



- 設立年月 令和4年3月
- 事業 交通・運送、特産品開発、情報発信等
- 事務所 赤郷交流センター内
- 従業員数 26名 ■役員 理事9名・監事2名

交通・運送事業 (スクールバスの運行)



- スクールバス車両 2台
- 7人乗り (セレナ)
- 14人乗り (キャラバン)

市からスクールバスの運行を請負い、
空き時間を地域の課題の解消に。
地域デマンドバスで地域の足確保



桜の花見ツアー



通院・買物支援

雲南市 波多地区



- 設立年月 平成25月
- 事業 販売業務、交通、交流センター業務
- 事務所 -
- 職員数 4名 ■役員 -

交流センター・販売・交通



交流事務に従事



販売レジに対応

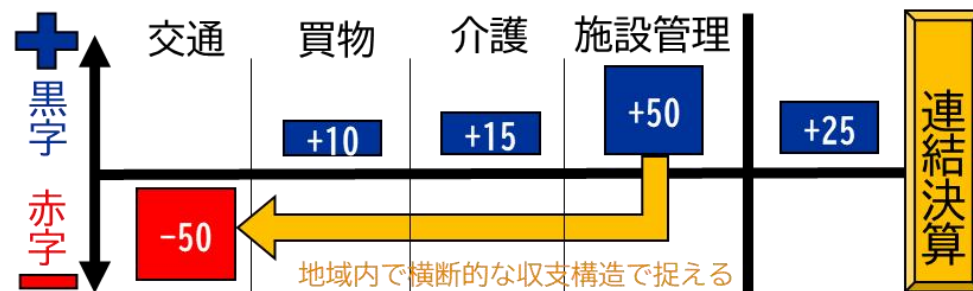


買い物客 送迎

一人多役

市からの交付金で、地域運営組織が地元人を雇用し
分野や集落を横断してつなぐ取組を実践

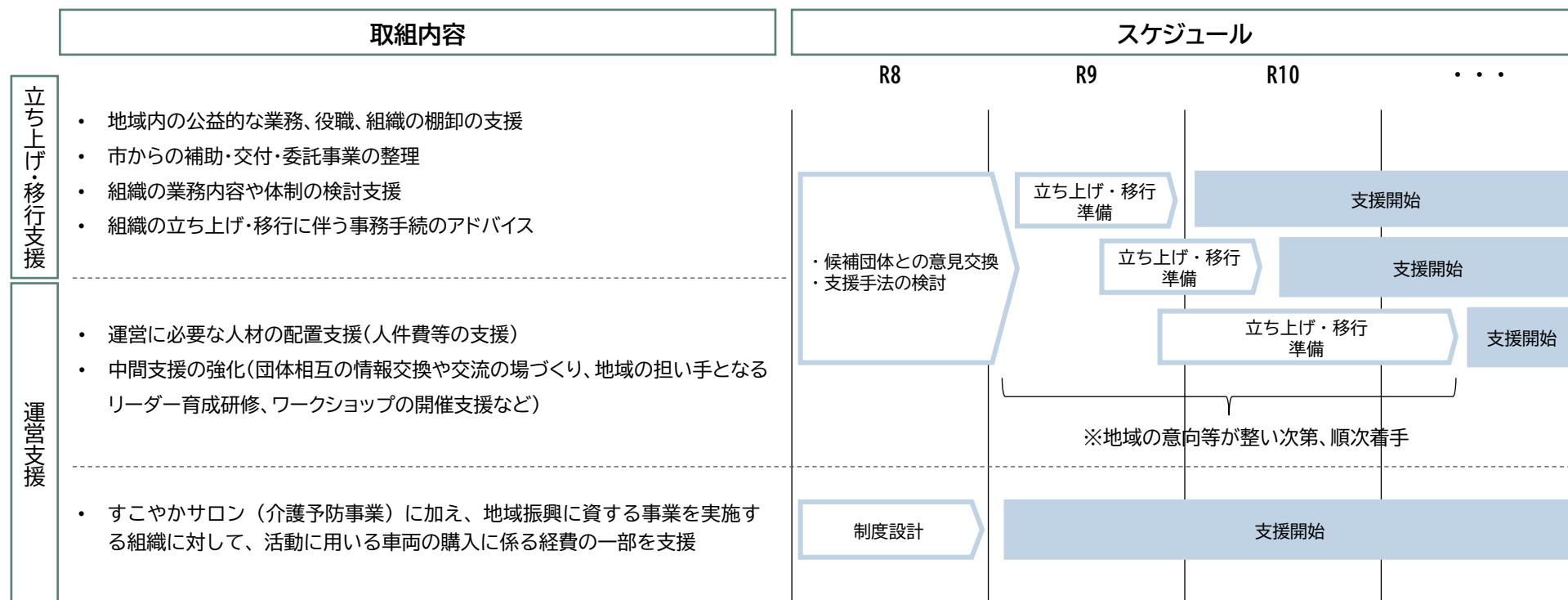
★これからの地域は横断的に事業を運営する組織が必要★



今後の方向性

- ✓ 地域のニーズを前提とし、地域自治区単位での公益的な活動の企画・実施を行政や各種団体と連携して総合的・持続的に取り組むことができる団体（地域運営組織）の設置を支援する。
- ✓ 組織運営に必要な人材確保や車両購入に係る経費の一部を支援する。

具体的な取組



— 地 域 協 議 会 —

今後の方向性

- ✓ 地域における実行機能の強化（地域運営組織の設置）に優先的に取り組む一方、現時点において、地域協議会は現行制度を引き続き運用する。
- ✓ また、地域ビジョンの策定・運用を行い、地域活動のよりどころとする。
- ✓ 将来的には地域運営組織との一体的な運用を行うことも想定。

区 分	R7.3方策案概要	R8.5方策案概要
内 容	① 諮問に対する答申 ② 自主的な審議 ③ 地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む『地域ビジョン』を策定	① 諮問に対する答申 ② 自主的な審議 ③ 地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む『地域ビジョン』を策定（「地域活性化の方向性」等の転用可）
委 員 選 定	団体推薦＋公募（選任投票なし、性別・年齢のバランスに配慮）	公募公選
人 数	① 団体推薦委員・・・地域の状況に応じて決める（地域コミュニティ（住民組織、町内会）を始め、若者、女性、子ども、福祉、農林業や商工業、観光、文化などの分野の団体を想定） ② 公募委員・・・団体推薦委員と同数以下とする ③ 地域の状況に応じて下限を定める	人口規模に応じて 12～20名 ※ 現行制度と同様
任 期	4年	4年
期 数	連続2期まで（1期4年の間隔を置けば再任可）	なし
報 酬	一定額を支給	無報酬
費 用 弁 償	交通費実費	1,200円/回

「現状に対する課題認識」

「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような、自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない。

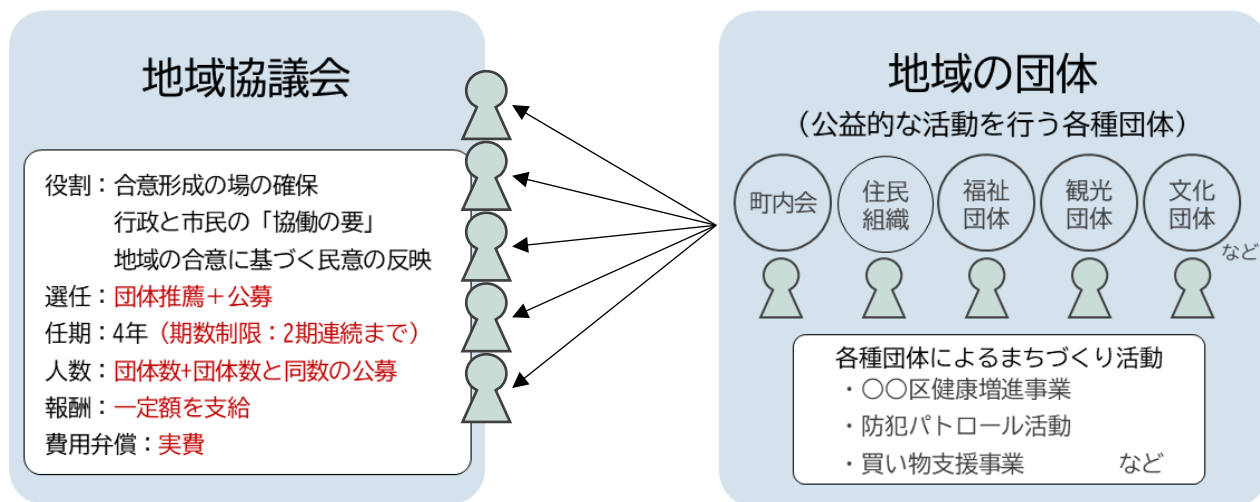
要因

- ・ 活動を企画・実行する人材の確保が困難。
- ・ 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的。

「R7.3時点の方策案」

協議機能

実行機能



地域協議会と地域の団体を直接つなげる仕組み

- ・ 地域協議会における委員の固定化、高齢化、女性比率の向上といった諸課題を改善
- ・ 地域協議会（協議機能）と地域の団体（実行組織）を直接的に結びつけ、課題解決に向けた取組を実行しやすくする。

「R7.3時点の方策案の課題」

- ・ 地域の団体の数が多く、団体選定が難しい地域があるほか、これまでの選定方法に制限をかける場合もある。（市街地等）
- ・ 地域協議会委員となる地域の団体を選定する作業に当たり、選定委員会等を立ち上げる必要があるため、新たな事務が発生する。
- ・ 物理的に地域協議会（協議機能）と地域の団体（実行機能）をつなげても、地域の団体（実行機能）における、担い手不足、資金不足といった課題は改善されず、地域における課題解決に向けた取組が実行される担保がない。
- ・ 地域の団体への依頼によって地域協議会委員を選定するため、「やらされ感」につながってしまう。
- ・ 地域協議会に補助事業の選定を依頼した場合、団体の意見が優先される可能性が高まる。

- 地 域 自 治 区 の 区 域 -

今後の方向性

- ✓ 地域住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な区域を理想的な姿として、現行の28区を維持する。
- ✓ 将来的には人口減少に伴う、地域の実情変化や住民のニーズ等を踏まえながら、必要に応じて見直しを検討する。

地域自治区	各地域自治区を所管する事務所
高田区	南部まちづくりセンター
金谷区	
三郷区	
和田区	
新道区	中部まちづくりセンター
春日区	
諏訪区	
津有区	
高土区	
直江津区	北部まちづくりセンター
有田区	
八千浦区	
保倉区	
北諏訪区	
谷浜・桑取区	

地域自治区	各地域自治区を所管する事務所
安塚区	安塚区総合事務所
浦川原区	浦川原区総合事務所
大島区	大島区総合事務所
牧区	牧区総合事務所
柿崎区	柿崎区総合事務所
大湊区	大湊区総合事務所
頸城区	頸城区総合事務所
吉川区	吉川区総合事務所
中郷区	中郷区総合事務所
板倉区	板倉区総合事務所
清里区	清里区総合事務所
三和区	三和区総合事務所
名立区	名立区総合事務所

- 今後のスケジュール -

今後のスケジュール（令和8年度）

項目	R8(2026)									R9(2027)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
方策案についての意見交換・修正		上越市議会との意見交換										
		地域協議会との意見交換										
			※ その他、有識者からの意見聴取や庁内検討を想定									
			意見交換を踏まえた方策案の修正									
地域活動への新たな補助制度の実施					周知、募集開始							
					提案受付				締切			
										提案内容検収		
											事業選定 (地域協議会)	

今後の全体スケジュール（R8～R10）

項目		R8（2026）				R9（2027）				R10（2028）			
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
① 地域活動への支援	協働・共創まちづくり補助金	制度設計		周知・募集		運用開始							
	まちづくりスタートアップ補助金	制度設計		周知・募集		運用開始							
	交流事業	実施								実施			
② 地域運営組織への支援	立ち上げ・育成	制度設計				地域の意向等が整い次第、順次支援開始							
	資金支援	制度設計（人的支援）				運用開始							
		制度設計（車両購入支援）				運用開始							
③ 地域協議会	—	現行制度にて運用								●委員改選			
④ 地域自治区の区域	—	現行制度にて運用											
（その他） 地域自治区の事務所	—	取組の進捗に応じて、適宜対応											

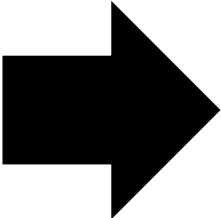
令和8年度第1回津有区地域協議会意見まとめ

具体的な解決策 ④地域共通のお知らせ目印の作成

	グループA	グループB
メンバー ※敬称略	石黒、近藤、服部、丸山（明）、丸山（孝）	中島、青木、竹内、藤井（潔）、丸山（勝）、山本
事務局	小川	渡邊
実施主体		・津有地区地域づくり協議会 ・発起人：津有区地域協議会
利用者、団体	・津有地区地域づくり協議会：地域づくり広報「つあり」 ・津有地区公民館：公民館だより、公民館事業のチラシ ・津有区地域協議会：地域協議会だより ※上記3団体以外で賛同する団体も歓迎	・地域活動団体（津有地区地域づくり協議会の構成団体） ※町内会や班でのスポット的な活用はしない
利用のタイミング		
利用対象エリア	・津有区内全域	・津有区内全域
柄、色（デザイン） に関する事	（案1）子ども（中学生など）や津有区内の住民から公募したデザイン⇒津有区公式 LINE での投票及び公民館に投票箱を設置 ※ただし、時間と手間はかかる （案2）少し工夫した線でチラシ等を縁取り ・団体ごとに色を変えるのもよい ・文書の重要度で色を変えない	・地域のお知らせ、デザイン等は長年定着したものがあるため、その変更を要しないこと ・カラー印刷費がかからないよう、黒単色とすること ・紙面の邪魔にならないこと
活用周知方法		・地域づくり広報「つあり」（津有地区地域づくり協議会1回/年） ・地域づくり協議会事業周知（津有地区地域づくり協議会4回/年） ・すこやかサロン津有（ささえあい事業4回/年） ・地域協議会だより（地域協議会事務局が年2回～3回発行）
必要経費		
その他	・デザインを使い始める前に、区内へ周知する	・デザインデータの配布、活用団体の管理が必要 ・活用を義務付けないが、地域で統一感を出す ・今秋から津有地区地域づくり協議会が活用し、次年度6月の総会で各団体に活用を依頼する（団体が一堂に会する機会年1回のみ）

具体的な解決策 ②SNSのコミュニケーションツールの利用について

	令和7年度第10回津有区地域協議会で出た意見
活用する SNS ツール	・ 公式 LINE
メリット	・ 一定数までの利用であれば無料 ・ 情報が届くのが早い ・ 一斉送信可能 ・ 各種団体から直接発信可能 ・ 情報が手元に残る ・ 広告の表示がなく、発信のみの利用が可能 ・ 必要な情報が手元で引き出せる
デメリット (懸念事項)	・ 津有地区全体の規模で運用する場合、有料アカウントが必要 ・ 全ての人が SNS を利用できる状況が整っていない ・ 発信者を 1 人(団体)とすると、発信情報のとりまとめが必要
対象者	・ 若い（紙を見ない）世代中心
実施主体 (管理者/発信者)	・ 津有地区地域づくり協議会 ・ 地域として発信に責任を持てる組織
発信内容	・ 各種団体の情報 ・ 公民館行事 ・ 有線放送のページングと同様の機能…ごみの出し方（違反ごみ）、行方不明者など
対応方法の工夫など	・ 戸野目町内会で実施中（利用率のアンケート結果：LINE8割、有線5割以下） ・ 紙との併用が必要 ・ 10～20年後を見据える ・ しばらくは紙と併用必要 ・ 発信内容には責任が伴う



●先進事例の確認事項（※事務局から事前依頼済み）

- ・ 団体の概要説明
- ・ 公式 LINE を導入した経緯
- ・ 運用費用（選択した料金プランとその理由、追加料金等の有無）
- ・ LINE を利用していない人への対応方法
- ・ 発信内容
- ・ 発信のルール（内容の基準、精査方法など）
- ・ 発信内容の取りまとめ方
- ・ 運用するにあたり、団体内での役割分担

追加で確認したい事項

令和8年度第2回津有区地域協議会
令和8年5月20日
4その他（2）その他
参考
資産活用課

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組のスケジュール変更について

資産活用課

総合管理計画に基づく取組（公の施設の適正配置、公の施設の適正管理、公の施設の受益者負担の適正化（使用料））のスケジュールについて、下記のとおり変更します。

●変更前（令和8年3月～4月に各地域協議会において説明）

		適正配置	適正管理	使用料
令和8年度	R8.4～	関係者と協議		
	R8.7～		地域協議会へ諮問答申	地域協議会へ報告
	R8.9～	地域協議会へ説明	条例改正議案を提案	
	R8.10～		利用者への周知	
	R8.12～	市議会所管事務調査で 計画案を報告 パブリックコメント		
	R9.2	市議会所管事務調査で 後期計画を説明		
令和9年度	R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し



●変更後

		適正配置	適正管理	使用料
令和8年度	R8.5～	市内部見直し（案）の決定		
	R8.5 未 ～	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
	R8.7～	地域協議会へ途中経過 を説明	地域協議会へ見直し案を説明	
	R8.9～	地域協議会へ後期計画 案を説明	地域協議会へ諮問答申	地域協議会へ報告
	R8.11		条例改正議案の決定	
	R8.12～	市議会所管事務調査で 計画案を報告 パブリックコメント	条例改正議案を提案	
	R9.1		利用者への周知	
	R9.2	市議会所管事務調査で 後期計画を説明		
令和9年度	R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し